

シンガポール特許出願における外国 ルートの廃止

TMI 総合法律事務所

小代泰彰
弁理士



TMI 総合法律事務所は 1990 年に東京において開設され、シンガポールをはじめ、国内外に拠点を持つ。小代氏は、2012 年に TMI 総合法律事務所に入所し、情報通信、電気、メカ、化学等の技術を専門分野として国内外の特許の出願、審判、調査および鑑定等に従事してきた。近年は ASEAN 地域の知財に関する情報を収集および発信している。2018 年には、トレーニーとしてシンガポールの法律事務所に勤務した。

【概要】

シンガポールでは現在 4 つのオプションから審査ルートを選択することができるが、2020 年 1 月 1 日以降の特許出願から出願人は「補充審査を利用するルート（いわゆる、外国ルート）」が利用できなくなる予定である。

【詳細】

1. 外国ルートの廃止

シンガポールでは、特許出願の補充審査（いわゆる、外国ルート）の廃止が予定されている（シンガポール特許法 29 条(11A)、シンガポール特許規則 43 条(4)）。補充審査の廃止は当初、2017 年 1 月 1 日以降の特許出願についてとされていたが、延期され、2020 年 1 月 1 日以降の特許出願について、廃止されることになった。「2020 年 1 月 1 日以降の特許出願」とは、原則として、出願日（または国際出願日）が 2020 年 1 月 1 日以降の出願であるが、分割出願の場合は実際の出願の日が 2020 年 1 月 1 日以降の出願である。

補充審査は、シンガポールの特許出願に関する複数の審査ルートのオプションのうちの一つである。クレームを対応外国出願の特許クレーム等に合わせるように補正し、所定の手続きにより補充審査の請求を行うと、新規性、進歩性等の特許要件の審査を受けずに特許を受けることができる。補充審査は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) に対するオフィシャルフィー（手数料）が無料であり、また、審査請求から短期間で特許を取得可能であることから、これまで日本企業を含む多くの外国

企業により利用されてきた。しかしながら、補充審査の廃止後、出願人は他のオプションの中から審査ルートを選択する必要がある。

2. 選択可能な審査ルート

補充審査の廃止後、出願人は、3つのオプションから審査ルートを選択できる。以下に、それぞれのオプションについて説明する。

1) オプション1：調査請求後に審査請求（現地ルート）

出願から13か月以内に調査請求をし、出願から36か月以内¹に審査請求をするオプションである。オフィシャルフィーについては、調査請求がS\$1,650²、審査請求がS\$1,350である。

オプション1は、調査結果に応じて、審査を進めるか否かを決定できるという利点がある。一方で、審査請求も行う場合、オフィシャルフィーがオプション2よりも高額である点に留意する必要がある。

2) オプション2：調査と審査を同時請求（現地ルート）

出願から36か月以内に調査および審査の請求を同時に行うオプションである。オフィシャルフィーはS\$1,950である。

オプション2は、オプション1で調査および審査の請求を行った場合よりも、審査結果の通知までの期間を短縮でき、オフィシャルフィーが低額であるという利点がある。一方で、オプション2は、オプション1で調査のみを請求した場合よりはオフィシャルフィーが高額である。

¹ 期間の計算の起算日となる「出願日」は、通常の出願（すなわち、分割出願以外）については、優先日（優先権の主張がない場合は、実際に出願をした日）であり、分割出願については、分割出願を実際に出願した日である。他のオプションにおける期間の計算についても同様である。

² 金額は2019年8月時点。以降に示す金額も同様。

3) オプション3 : 対応外国出願の調査および審査結果等に依拠する審査の請求(混合ルート)

出願から 36 か月以内に、対応外国出願の調査および審査結果等に依拠する審査の請求を行うオプションである。オフィシャルフィーは S\$1,350 である。

オプション3は、オプション1および2と比較してオフィシャルフィーが低額であるという利点があるが、対応外国出願の調査および審査結果等を入手可能な場合のみ利用可能である。

3. 今後の対応

前述のとおり、IPOS にて調査および審査が独自に行われるオプション1および2(いわゆる、現地ルート)と比較して、対応外国出願の調査および審査結果等に基づいて審査が行われるオプション3(いわゆる、混合ルート)の方がIPOSへ納付するオフィシャルフィーが低額である。さらに、オプション1および2とは異なり、オプション3では、IPOS にて調査は行われず、また、対応外国出願の調査および審査結果等が利用されるため、審査結果の通知までの期間が短いことが多いと考えられる。したがって、日本の特許出願を基礎としてシンガポールへ出願することの多い(すなわち、対応外国出願の調査および審査結果等を有していることが多い)日本企業は、今後は、混合ルートを多く選択することが予想される。

また、オプション3では、今後廃止される補充審査とは異なり、新規性、進歩性等の特許要件の審査が行われる。そのため、オプション3における審査請求から特許の取得までに要する期間は、補充審査よりも長くなることが通常と考えられる。早期の権利取得を望む場合、出願人は、PPH(Patent Prosecution Highway) 試

行プログラム³または ASPEC (ASEAN Patent Examination Co-operation) プログラム⁴の利用を検討するとよい。

【出展】

- 1) シンガポール特許法 (Patent Act)
- 2) IPOS における特許出願審査ガイドライン (Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS)
- 3) 特許方式マニュアル (Patents Formalities Manual)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)

³ PPH とは、日本特許庁 (JPO) および IPOS 間の取り決めに基づき、JPO で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、IPOS において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pph_singapore.html

⁴ ASPEC プログラムとは、ASEAN における参加地域の特許庁間で特許調査および審査結果を共有することによって調査および審査の効率化を図る制度である。

<https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC>